

2021年10月20日

消費者庁 御中

一般社団法人日本新聞協会

販売委員会

委員長 石井 武志

「消費者契約に関する検討会」報告書で示された考え方に関する意見

消費者契約に関する検討会の報告書において示された考え方に関し、当協会は以下のとおり意見を表明します。

【「1. 困惑類型の脱法防止規定」に対する意見】

当協会がかねて主張しているとおり、悪質な事業者から消費者・生活者を保護することは当然のことであり、異論はありません。しかしながら、今回の報告書で示された考え方は、消費者に取消権が発生することとなる行為の外延が曖昧で、拡大解釈の余地が相当程度残ることを懸念します。

不退去（第1号）、退去妨害（第2号）、契約前の義務実施（第7号）、契約前活動の損失補償請求（第8号）の各号と実質的に同程度の不当性を有する行為について、脱法防止規定を設けることについては、その対象行為を明確にするよう求めます。具体的にどのような行為が「実質的に同程度の不当性を有する行為」なのか明確にしなければ現場は混乱し、消費者・事業者の双方に不利益が生じます。

受皿規定を設けて執拗な勧誘行為を捉えることについては、その対象行為をより具体的かつ明確にするよう求めます。具体的にどのような行為が「執拗な勧誘行為」なのか明確にしなければ現場は混乱し、事業者の経済活動の委縮を招き、事業の維持・発展を阻害することになります。

今後の法制度の検討に際しては、通常行われている何ら問題のない勧誘行為が規定の対象とならないよう、「実質的に同程度の不当性を有する行為」「執拗な勧誘行為」の対象とする勧誘行為を明確にするよう求めます。

以 上